

一般財団法人日本禁酒同盟評議員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本禁酒同盟(以下「同盟」という)の定款第22条に基づき、評議員会の適切な運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 評議員は、定款第11条の規定による評議員選定委員会の議決を経て選任された全ての評議員を以て構成する。

(開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第4条 評議員会は理事会の決議により代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは業務執行理事の1名が招集する。

- 2 評議員は、理事に対し評議員会の目的である事項および招集の理由を示し、評議員会の開催を請求することができる。
- 3 過半数の評議員の出席を以て評議員会は成立する。

(評議員会の権限)

第5条 定款第15条に記載された事項を決議する権限を有する。

第2章 開催および議事

(開催通知)

第6条 評議員会を開催するには、代表理事は評議員会の日の一週間前までに評議員に対し会議の日時、場所、目的および一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第58条各項に定める事項が評議員会の目的であるときは、当該事項に係る議案の概要を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 2 毎会計年度終了時の決算書類、事業報告書の理事会での承認可決後、一

般社団・財団法人法 第 129 条の規定を準用し 2 週間留め置き期間の後に、評議員会を開催する必要性に留意して開催日が設定されるものとする。

(議長)

第 6 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選出する。

(討議事項と決議条件)

第 7 条 定期評議員会においては、事業報告書および決算について毎年度終了後理事会の承認可決を受けた後、2 週間以上の留め置き期間の後評議員会において決議する。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 その他理事会において承認可決された事項に対する承認。

(決議)

第 8 条 評議員会の決議は、前記第 7 条の各事項にあつては、特別の利害関係を持つ評議員を除き過半数の評議員が出席しその過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず次の決議は、決議について特別の利害関係を持つ評議員を除き評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数決を以て行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の損害賠償責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 9 条 評議員会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成し評議員会の日から主たる事務所に 10 年間据え置くものとする。

2 議長のほか、出席した評議員の中から、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第3章 事務局

第10条 評議員会の事務局には、事務局長が充たる。

第4章 雑則

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

- 2 この規程は、平成24年6月23日より施行するものとする。
本第二版は、平成25年3月9日の評議員会の承認以後施行する。